

JIS

自動車用電球類一 第3部：小形電球

JIS C 7506-3 : 2008

(JELMA/JSA)

平成 20 年 6 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	小 田 哲 治	東京大学
(委員)	池 田 久 利	IEC/SB1 委員 (株式会社東芝 電力・社会システム社)
	石 塚 昶 雄	社団法人日本原子力産業協会
	大 石 奈津子	財団法人日本消費者協会
	香 川 利 春	東京工業大学
	亀 田 実	社団法人日本電線工業会
	近 藤 良太郎	社団法人日本電機工業会
	坂 下 栄 二	IEC/ACOS 委員 (技術協力安全センター)
	佐々木 喜 七	財団法人日本電子部品信頼性センター
	佐 藤 政 博	財団法人電気安全環境研究所
	島 田 敏 男	社団法人電気学会
	高 橋 健 彦	関東学院大学
	千 葉 信 昭	社団法人電池工業会 (東芝電池株式会社)
	恒 川 真 一	社団法人日本電球工業会 (東芝ライテック株式会社)
	徳 田 正 満	武蔵工業大学
	中 村 禎 之	社団法人日本電機工業会
	能 見 和 司	電気事業連合会
	飛 田 恵理子	東京都地域婦人団体連盟
	福 田 和 典	社団法人日本配線器具工業会 (東芝ライテック株式会社 電材照明社)
(専門委員)	安 藤 栄 倫	財団法人日本規格協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 11.6.20 改正：平成 20.6.20

官 報 公 示：平成 20.6.20

原 案 作 成 者：社団法人日本電球工業会

(〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-7-1 有楽町電気ビル北館 TEL 03-3201-2641)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 小田 哲治)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 一般	1
1.1 適用範囲	1
1.2 引用規格	1
1.3 用語及び定義	1
1.4 電球のデータシートの付番方法	2
2 要求事項及び試験条件	2
2.1 一般的要求事項	2
2.2 表示	2
2.3 使用上の注意事項の表示	2
2.4 電球の寸法	3
2.5 ガラス球	3
2.6 口金	3
2.7 寿命	3
2.8 初特性	3
3 抜取検査方法	3
4 電球のデータシートの一覧表, 電球の一覧表及び電球のデータシート	3
4.1 電球のデータシートの一覧表及び電球の一覧表	3
4.2 電球のデータシート	4
附属書 JA (規定) 抜取検査方法	13
附属書 JB (参考) JIS と対応する国際規格との対比表	14
解 説	16

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人日本電球工業会(JELMA)及び財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS C 7506-3:1999** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に係る確認について、責任はもたない。

JIS C 7506 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS C 7506-1 第 1 部：寸法，電氣的・光学的初特性

JIS C 7506-2 第 2 部：性能要求事項

JIS C 7506-3 第 3 部：小形電球

自動車用電球類—第3部：小形電球

Lamps for road vehicles—Part 3: Miniature lamps

序文

この規格は、IEC 60983 の第1章及び第2章を基に1999年に制定されたが、その後、対応国際規格が2005年に改正されたのに伴い改正する。この規格は、対応国際規格に規定されていない規定項目を日本工業規格として追加している。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所及び附属書 JA は、対応国際規格にはない事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、附属書 JB に示す。

1 一般

1.1 適用範囲

この規格は、JIS C 7506-1 に含まれていない自動車用に使される小形電球（以下、電球という。）の、寿命、口金接着強さ及び基本的必ず（須）条件（寸法、電気及び光学の要求事項）を規定する。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 60983:2005, Miniature lamps の Section 1: General 及び Section 2: Lamps for supplementary purposes in road vehicles (MOD)

なお、対応の程度を表す記号(MOD)は、ISO/IEC Guide 21 に基づき、修正していることを示す。ただし、第3章及び第4章は、自動車用小形電球にかかわる規定ではないので、この規格では対応していない。

1.2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS C 7506-1 自動車用電球類—第1部：寸法、電氣的・光学的初特性

注記 対応国際規格：IEC 60809, Lamps for road vehicles—Dimensional, electrical and luminous requirements (MOD)

JIS C 7506-2 自動車用電球類—第2部：性能要求事項

JIS C 7709-1 電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第1部 口金

注記 対応国際規格：IEC 60061-1, Lamp caps and holders together with gauges for the control of interchangeability and safety—Part 1: Lamp caps (MOD)

JIS Z 8113 照明用語

注記 対応国際規格：IEC 60050-845, International Electrotechnical Vocabulary. Lighting (MOD)

1.3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、JIS C 7506-1、JIS C 7506-2 及び JIS Z 8113 によるほか、次による。